# 省　令

**○総務省令第七十二号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月十三日

総務大臣　山本　早苗

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

6　設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局及び同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局についての第三条第一項及び第四条第一項の規定の適用については、当分の間、第三条第一項第五号中「水域」とあるのは「区域」と、第四条第一項第十二号中「(船上通信局を除く。)」とあるのは「(船上通信局を除き、陸上移動業務に係る実用化試験局を含む。)」とする。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○総務省令第七十三号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月十三日

総務大臣　山本　早苗

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二号第1注17(3)を次のように改める。

(3)　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合

放送事項を次のように記載すること。

(記載例)　(何)県においてテレビジョン放送を行っている放送事業者の放送番組

(記載例)　(何)県において中波放送を行っている放送事業者の放送番組

別表第二号の二第1注6(1)中「54MHzを超え」を削り、同第1注18(4)に次のただし書を加える。

ただし、当該無線設備が適合表示無線設備である場合は記載を要しない。

別表第二号の二第1注18中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4)　超短波放送（デジタル放送を除く。）を行う地上基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものに限る。）の場合は、設備規則別図第2号において当該無線設備に適用される搬送波の周波数からの差の絶対値が200kHz以上300kHz未満の任意の周波数及び300kHzとなる周波数における平均電力Pからの減衰量の値を記載すること。ただし、当該無線設備が適合表示無線設備である場合は記載を要しない。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。